



## 国民年金からのお知らせ

**新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について**  
新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。

○対象となる方 次のいずれにも該当する方が対象になります。

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の喪失や売り上げの減少等で収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月（最も収入が低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費を控除して算出。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用となります。

※3 免除等の判定において、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①及び②に該当する場合には申請が可能となります。

○対象期間

令和2年7月分から令和3年6月分まで

※令和2年2月から6月分は、別途申請が必要となります。

○必要書類

届出書各種様式は役場のほか、日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html> からダウンロードすることもできます。

問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236  
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害基礎年金、 障害厚生年金に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点からは急を要さない障害状態確認届（診断書）の取得等のみを目的とした受診を回避するため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が延長されています。

○対象となる方

障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者

○延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後

○対象受給者に対しての周知方法等

年金機構では、障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までにある受給権者等に対して提出期限前の障害状態確認届（診断書）の送付は行わず、障害状態確認届（診断書）の提出が延長されたことに関する案内を個別で送付しています。

問合せ 小樽年金事務所 お客様相談室 ☎0134-65-5003